

国分寺市地域防災計画の令和8年修正の方向性について

1 計画修正の背景

災害対策基本法第 42 条では、毎年地域防災計画に検討を加え、必要時には、修正することとされています。

今般、令和8年度における国分寺市の機構改革や、災害時の配備態勢基準の変更、本年5月29日より運用開始された「新たな防災気象情報」に伴う修正等を行うものです。

2 主な修正内容

(1) 第3部 地震災害応急復旧対策計画

(ア)配備態勢基準の改正

非常配備態勢(災害対策本部設置):震度5弱⇒震度5強

警戒配備態勢(通常体制) :震度4 ⇒震度5弱

情報連絡態勢 : (新設) ⇒ 震度4

※これを基本に、被災状況を踏まえて対応

(イ)機構改革も踏まえた災害対策組織(班体制)の変更

災害対策組織(班体制)について、平時の組織からの移行を円滑にし、指揮命令系統を明確化できるよう変更します。

(2) 第2部 災害予防計画

「東京における都市計画道路の整備方針(第五次事業化計画)」(令和8年3月)
や「国分寺市耐震改修促進計画」改定の反映

(3) 第5部 東海地震対策計画

南海トラフ地震に関する地震調査研究推進本部の長期評価(令和7年9月)の反映

(4) 第6部 風水害応急対策計画

(ア)新たな防災気象情報(令和8年5月29日～)の反映

(イ)内閣府(防災担当)「避難情報に関するガイドライン」(令和8年3月)の反映

上記以外に、全体共有事項として(1)文言修正、(2)各編での資料引用の記載の削除、(3)締結した協定の更新を行います。

3 <関連事項> 発災初動期の庁舎利用計画の決定

特に混乱を来す発災初動期において、関係機関との連携を含め、さまざまな災害対策活動を円滑に開始できるよう、まずは発災初動期の庁舎利用計画を決定します。

4 検討スケジュール

日程	内容
7月9日	第1回国分寺市地域防災計画及び危機管理マニュアル策定検討委員会
9月1日	暫定体制の施行(班体制、初動要員)
9月29日	第2回国分寺市地域防災計画及び危機管理マニュアル策定検討委員会
10月27日	国分寺市防災会議
11月	庁内・関係機関等への周知
12月1日	新計画の施行